

東松島市火葬炉設備工事事業者選定委員会設置要領

(設置)

第 1 条 火葬場整備事業において実施する火葬炉設備工事事業者を簡易公募型プロポーザル方式（東松島市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（平成 25 年東松島市訓令甲第 13 号）に規定する形式をいう。）により選定するにあたり、その手続を厳正かつ公正に行うため、東松島市火葬炉設備工事事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領に関すること。
- (2) 参加事業者の資格確認に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 市民生活部長
- (2) 総務部総務課長
- (3) 総務部行政経営課長
- (4) 復興政策部復興都市計画課長
- (5) 保健福祉部福祉課長
- (6) 保健福祉部健康推進課長
- (7) 建設部建設課長

2 委員会に委員長を置き、市民生活部長をもって充てる。

(委員長の職務等)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。